明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（一六）　二
〔政　令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一七二）　二
〔省　令〕
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（**総務**三二）　一五
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三五）　二五
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一四五）　三六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（**同**一四六）　三七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**一五五）　二九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三一
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
懲戒処分の公告関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人関係　五七
会社その他
会社決算公告　六〇

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（法律第一六号）（総務省）

一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正関係

1　選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

㈠　自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定を設けることとした。（第四条の三第五項関係）

㈡　ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定することとした。（第八条の二関係）

㈢　保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額を改定することとした。（第一三条第一項関係）

㈣　災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備することとした。（第一八条第二項関係）

2　投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定することとした。（第四条、第五条～第八条、第九条、第一三条～第一三条の三、第一五条及び第一七条関係）

二　公職選挙法の一部改正関係

基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備により政見放送をすることができることとした。（第一五〇条第一項関係）

三　施行期日等

1　一による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二五年法律第一七九号。以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第一三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙等について適用するものとした。（附則第二条第一項関係）